

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則  
○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員厚生課）

（市町村課）

ページ

## 規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（昭和四十二年宮城県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

五 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第二十四条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第二十四条の二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾

病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「表十三の二の項八」を「表十三の二の項二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。